○近畿地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	加古川市野口町野口字土ブタイ七七八番六から同市加古川町美乃利字石ケ坪三二七番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月二十一日

○近畿地方整備局告示第八十一号

淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年建設省告示第百二十五号で指定した河川予定地を廃止する。

平成二十六年四月二十一日　近畿地方整備局長　池内　幸司

○近畿地方整備局告示第八十二号

淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和三十九年大阪府告示第八百二十三号で告示した新たに河川となるべき区域を廃止する。

平成二十六年四月二十一日　近畿地方整備局長　池内　幸司

○四国地方整備局告示第四十九号

吉野川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域について、昭和四十二年四月一日建設省告示第千二百九十号を次のように改正する。

関係図面のうち「第二十七号図」から「第三十一号図」を、次のように「第二十七号図」から「第三十三号図」までに改め、「第一号図から第四十号図まで」を「第一号図から第四十二号図まで」に改める。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　四国地方整備局長　三浦　真紀

（図面省略）

○九州地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
延岡市北川町川内名字葛葉山二二七二番一地内	前	一五・九五～八五・八〇（メートル）	一五〇・一五〇（キロメートル）
	後	一五・九五～八五・八〇（メートル）	一五〇・一五〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	延岡市北川町川内名字葛葉山二二七二番一地内	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月二十一日

○九州地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
串間市大字奈留字植松村上六六八三番一から同市大字奈留字植松六六三六番一まで	前	一一・九五～一四・九〇（メートル）	〇〇・一八七（キロメートル）
	後	一一・九五～二一・三五（メートル）	〇〇・一八七（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日南市大字風田字内浜四一〇四番一から同市大字風田字内浜四一一五番一五まで	前	一六・七二～二二・六二（メートル）	〇〇・〇八八（キロメートル）
	後	一六・七二～三七・九三（メートル）	〇〇・〇八八（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号及び四百四十八号	日南市大字風田字内浜四一〇四番一から同市大字風田字内浜四一一五番一五まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月二十一日

○九州地方整備局告示第百九号

本明川水系に係る指定区間外の一級河川について平成二十年十二月八日付けで告示された九州地方整備局告示第百三十六号を次のように改める。

関係図面のうち、第三号図の一部を次のように改める。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

（図面省略）